

安全・安心な民泊のために

大田区では、平成28年1月から全国に先駆けて特区民泊[※]を実施しています。さらに、平成30年6月から新たに「住宅宿泊事業法」による民泊がはじまります。大田区では、利用者のみならず、近隣住民にとっても安全・安心な民泊を推進するために、様々な規定を設けています。

※正式名称：大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業



民泊って？

法令上の定めはありませんが、住宅の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供することを指して、「民泊サービス」ということが一般的です。(厚生労働省より)

民泊を行うのに手続きは必要？

必要です！

大田区内で民泊サービスを提供するには、
国家戦略特別区域法(旅館業法の特例)・住宅宿泊事業法
のいずれかの法令に従って営業しましょう。

■**特区民泊**／宿泊業を行うには、「旅館業法」の許可が必要ですが、大田区では国の規制改革施策の「国家戦略特別区域制度」を活用することで、旅館業法の適用を受けず、一般の住宅で宿泊業を営むことができます。平成30年3月15日から、最低滞在期間が2泊3日に短縮されました。

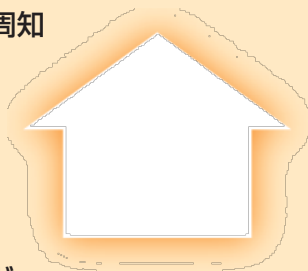
■**住宅宿泊事業**／平成30年6月15日から事業を開始できる「住宅宿泊事業法」に基づく民泊であって、人を宿泊させる日数が年間180日を超えないものを指します。一定の要件を満たしたうえで、区への届出が必要となります。

どんな規定があるの？

外国人旅行客の受け入れ環境整備と地元住民の方々にとっての安全・安心を両立するため、特区民泊及び住宅宿泊事業では、次の規定を設けています。

～特区民泊・住宅宿泊事業の主な規定～

- 事業計画の近隣住民への周知
- ごみの処理方法(事業系)
- 消防法令の適合
- 苦情等窓口の設置
- 緊急時対応の体制
- 施設使用方法の説明 など



詳しい要件は、裏面をご覧ください。

一般の住宅と民泊施設の見分け方は？

大田区では、特区民泊認定施設及び大田区住宅宿泊事業法施行条例適合施設に対し、施設名称や緊急連絡先を記載できるステッカーを配布し、施設に掲示するよう指導しています。

また、大田区では、法令に従わず宿泊業を行っている方への指導を行っております。この件に関するお問い合わせは、大田区生活衛生課(電話：03-5764-0693)までご連絡ください。



民泊を新たにはじめるにあたって

民泊の営業を開始する際は予め手続きをする必要があります。
制度ごとに基準が異なりますので**必ず事前に生活衛生課**へご相談ください。

●特区民泊・住宅宿泊事業比較表

	特区民泊	住宅宿泊事業（平成30年6月15日から）
制度の根拠法	国家戦略特別区域法	住宅宿泊事業法
最低利用日数	2泊3日以上（平成30年3月15日から）	なし
営業日数制限	なし	年間 180 日まで
立地	「旅館・ホテル」の建築可能な用途地域	「旅館・ホテル」の建築可能な用途地域
手続き	認定申請	届出
玄関帳場	不要	不要
消防法令	宿泊所と同等の基準	宿泊所と同等の基準
廃棄物処理	事業系ごみ	事業系ごみ
対面説明	必要	必要
緊急時体制	必要	必要
近隣住民周知	必要	必要

●実施地域

民泊を実施できる地域は
旅館・ホテルが建築できる
次に掲げる用途地域です。
ただし、諸法令による制限を
受ける地域もあるため
事前にご確認ください。

- ＜実施が可能な地域＞
- ・第2種住居地域
 - ・準住居地域
 - ・近隣商業地域
 - ・商業地域
 - ・準工業地域
 - ・第1種住居地域
(床面積 3000 m²以下)



大田区生活衛生課

大田区大森西一丁目12番1号
電話：03 (5764) 0693

URL：<http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/hoken/minpaku/minpaku.html>

